

1 議 事 日 程 (第 1 号)

(令和 7 年第 3 回久山町議会 6 月 定例会)

令和 7 年 6 月 3 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会

・ 令和 6 年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて (7 久山町専決第 1 号)

(町長提出)

日程第 5 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて (7 久山町専決第 2 号)

(町長提出)

日程第 6 議案第 27 号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について (7 久山町条例第 15 号) (町長提出)

日程第 7 議案第 28 号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について (7 久山町条例第 16 号)

(町長提出)

日程第 8 議案第 29 号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例について (7 久山町条例第 17 号) (町長提出)

日程第 9 議案第 30 号 工事請負契約の締結について (町長提出)

日程第 10 議案第 31 号 物品売買契約の締結について (町長提出)

日程第 11 議案第 32 号 令和 7 年度久山町一般会計補正予算 (第 1 号) (町長提出)

日程第 12 議案第 33 号 令和 7 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出)

日程第 13 陳情第 2 号 中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書

2 出席議員は次のとおりである (10 名)

1 番 阿 部 文 俊

2 番 久 芳 正 司

3 番 阿 部 哲

4 番 本 田 光

5 番 末 松 裕

6 番 阿 部 恒 久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西村 勝

副町長 中原 三千代

教 育 長 重松 宏明

総務課長 久芳 浩二

税 務 課 長 阿部 哲也

町民生活課長 井上 英貴

健 康 課 長 持松 加奈子

福祉課長 今村 春美

都市整備課長 亀井 玲子

産業振興課長 阿部 桂介

会 計 管 理 者 横山 正利

教 育 課 長 江上 智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原 正継

議会事務局書記 淀川 裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から令和7年第3回久山町議会6月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、6月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。

本日ここに、久山町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度がスタートし、早いもので、2カ月が経過しました。この間、春の桜が過ぎ、新緑のまぶしい季節を迎え、町内の川では蛍が飛び交い始め、至るところで初夏を感じられるようになりました。

また、町民の皆さまが交流する機会である久山スポーツフェスティバルや小・中学校の運動会も無事に開催され、会場は年齢を問わず多くの方々にぎわいを見せていました。コロナ禍を乗り越え、こうして日常の暮らしが戻ってきたことをうれしく思うとともに、町の活気を実感しております。

一方で、九州北部地方は平年今週末あたりが梅雨入りの時期となっております。梅雨は春から夏への移行期であり、年間を通して最も雨の多い時期となります。近年は気候変動の影響により毎年全国各地でかつてない規模の豪雨災害が発生しており、どの地域においても被災する可能性が高まっています。本町といたしましても、引き続きハード、ソフトの両面から災害への備えを進め、町民の皆さまの安全と安心を確保できるよう努めてまいります。

さて、新年度の日本の社会経済情勢に目を向けると、政府は総合経済対策の効果により賃金の上昇が物価上昇を上回り、個人消費の拡大や企業の設備投資が継続するなど、経済成長が期待できる予測をしています。しかしながら、そのような状況を実感するにはまだまだ至っておらず、物価の上昇や生活コストの増加がまだまだ続いているのが現状であり、特に昨年から続く米の価格上昇は令和の米騒動とやゆされるほど多くの生活者にとって切実な問題となっております。

本町としましても、令和7年度に予定している物価高騰対策の事業を着実に実行するとともに、国の緊急対策事業や、今月中旬に閣議決定される地方創生2.0の推進に向けた基本構想を注視していき、関係人口の増加と地域経済の成長につながる施策への対応を

図ってまいります。

最後に、ご報告となりますが、毎年、公益社団法人日本広報協会が主催し、自治体の優れた広報誌などを表彰する令和7年全国広報コンクールの審査結果が4月末に発表され、広報ひさやまりニューアルの取り組みが、広報企画部門の読売新聞者賞を受賞しました。全国73団体の応募の中からの選出であり、本町における同コンクールでの受賞は、令和5年のウェブサイト町村部門における総務大臣賞の受賞に次いで、2度目の入賞となります。特に今回の広報企画部門において、九州からの入選は久山町のみであり、他の入選団体が企業や市である中、町としての入選は全国で唯一となります。審査においては、広報リニューアルの方針や考え方、そして町民の皆さんを単なる受け手にとどめず、積極的な参加を促しながら、読者の反応を基に改善進化していくプロセスなどを高く評価いただきました。

今後も情報発信はもとより、住民の皆さまとの対話を大切にしていきながら、そのニーズを的確に把握し、変化に対応した町政運営にまい進してまいります。引き続き、議会の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

今回、定例会に提案します議案は、専決処分の承認、条例改正および契約関係などの全9議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会において説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

会議を開く前に、私から、佐伯議員に申し上げます。

令和7年3月31日発行の佐伯勝宣議員が個人の責任で発行された議会報告について、以下のとおり嚴重注意を行い、訂正を求めます。

首羅山ガイダンス施設予定地の記事では、令和6年3月定例会、議案説明会の際に、教育課から提供された資料が掲載されています。しかし、これは議会での正式な審議の前に、執行部から議員に対して議案の趣旨や背景を説明する非公開の場として開催している議案説明会における資料であり、一般への公開は想定されていません。公開されないのは、該当の平面図の土地は、令和7年度予算において購入を予定している土地の情報であり、これは久山町情報公開条例第7条第1項第6号ロ「契約交渉または争訟に係る事務に関し、町または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害する恐れ」に該当するものであり、一般には公開されない情報となりますが、議案の審議に係る重要な情報であるために議員に対して提供されているものであり、議長および執行部からの許可がない状態で公開が許される資料ではありません。今回の佐伯議員の行為

は、久山町議会の信用を著しく損なうものであり、嚴重注意を行います。

最後に、佐伯議員が個人的に発行する議会報告の訂正について、前定例会まで通算8回求めています。しかし、今なおその動きを全く見せていません。内容訂正について、改めて早急な対応を強く求めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(9番佐伯勝宣君「議事進行、議長」と呼ぶ)

どういふことでしょうか。

○9番(佐伯勝宣君) 今の件はちょっとまた専門家も交えて、

○議長(只松秀喜君) 議事進行に全く関係ありません。

(9番佐伯勝宣君「関係ないことありません。それと事前打ち合わせにないことを言っています。それともう1点、議長には昨日文書出しましたからまた話しましょう、改めて」と呼ぶ)

お座りください。あなたに発言の許可は出しておりません。お座りください。

(9番佐伯勝宣君「今出しましたよね、どういふことでしょうかと言いましたよね。話がかみ合わない。分かりました。」と呼ぶ)

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(只松秀喜君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番荒巻時雄議員および9番佐伯勝宣議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(只松秀喜君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(只松秀喜君) 異議なしと認めます。

従って本定例会の会期は、本日から6月10日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

粕屋南部消防組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

次に、令和6年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

（9番佐伯勝宣君「議長今の件は検討してください。9番議事進行。」と呼ぶ）

あなたに発言の許可は出しておりません。

（9番佐伯勝宣君「おかしいですよ。人に・・・も振るって。」と呼ぶ）

この場は暫時休憩といたします。

再開は45分。45分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前9時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（3番阿部哲君「動議」と呼ぶ）

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 佐伯議員が先ほどの発言の中で・・・という形の言葉を使われました。これにつきましては適切でないと思いますので、発言の撤回をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員より動議がありました。

これに賛同される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（只松秀喜君） はい、1人以上の挙手がございますので、ただ今の発言については、議事録より削除いたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） では、議事録より削除いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課、阿部課長。

○税務課長（阿部哲也君） 議案第25号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例（昭和32年久山町条例第19号）の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認をお願いするものでございます。

改正の主な概要は、個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第26号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第26号専決処分の承認を求めることについてのご説明をさせていただきます。

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、地方税法施行令の改正に合わせて、国民健康保険税を課税する際の

課税限度額の引き上げ、および減額措置に係る軽減判定所得基準額の見直しでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第27号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第27号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第27号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、近年の光熱水費の高騰や空調機設置などにより、施設利用料を見直すにあたり、久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第6号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正の概要は、現在久山会館の2階講堂兼武道場の1時間当たりの利用料を500円から700円に改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第28号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第28号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第28号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、近年の光熱水費の高騰および空調機設置などにより施設利用料を見直すに当

たり、久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第7号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の概要は、現在、町民体育センター体育館の1時間当たりの利用料を500円から700円に改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第29号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第29号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第29号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、近年の光熱水費の高騰および空調機設置などにより施設利用料を見直すに当たり、久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例（平成19年久山町条例第5号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の概要は、久原小学校体育館の1時間当たりの利用料を500円から700円に改正するものとなっております。また、山田小学校につきましては、体育館を半面の貸出しもできることとし、半面を1時間当たり700円、全面を1時間当たり1,400円とするものです。また、久山中学校の体育館も1時間当たり500円から700円と改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第30号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、指名競争入札に付した、ヘルスC&Cセンター換気空調機器更新工事（2期）請負契約について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、ヘルスC&Cセンター換気空調機器更新工事（2期）。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、9,570万円（うち消費税相当額870万円）。契約の相手方、福岡県福岡市中央区薬院2丁目3番41号大橋エアシステム株式会社、代表取締役社長井上久行。工期は契約の日から令和8年3月16日まででございます。

今回の工事概要ですが、空調設備工事として、10系統の空冷ヒートポンプマルチパッケージA型空気調和器の入れ替えおよび換気設備工事として、6系統の全熱交換ユニットの入れ替え工事を行うものとなっております。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第31号 物品売買契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第31号物品売買契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第31号物品売買契約の締結についてご説明いたします。

本案は、指名競争入札に付した電子黒板購入物品売買契約について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、電子黒板の購入。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額873万4,000円（うち消費税相当額79万4,000円）。契約の相手方、福岡県筑紫野市筑紫2丁目2番10号、株式会社オフィスステーションカジワラ。代表取締役、梶原日出男。履行期間は契約の日から令和7年7月31日まででございます。

今回の契約概要でございますが、山田、久原両小学校に75型電子黒板17台、それぞれ9台と8台。55型電子黒板5台。それぞれに1台と4台を整備するものとなっております。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第32号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第32号令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第32号令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。

本案は、令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出予算の補正をお願いするものとなっております。

歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額69億円に、歳入歳出それぞれ617万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億617万6,000円とするものでございます。

歳出の増額した主たるものは、後期高齢者医療特別会計の繰入金117万6,000円、勤労青少年ホーム耐震補強工事工法検証業務委託料500万円などでございます。財源となります歳入は、国庫支出金199万1,000円、繰越金418万円5,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第33号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第33号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第33号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額2億229万7,000円に、歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億347万3,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務費システム改修委託料117万6,000円の増額で、財源であります歳入補正は、一般会計からの事務費繰入金で117万6,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 陳情第2号 中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書

○議長（只松秀喜君） 日程第13、陳情第2号中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書を議題とします。本件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野委員長。

○7番（山野久生君） 陳情審査について報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第2号。付託年月日、令和7年3月14日。件名、中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書。審査の結果、不採択。

委員会の意見、総務文教委員常任委員会は、4月24日に審査を行った。

反対意見として、アレルギーを持つ児童への対応や、すでに家庭で弁当を用意している世帯があることなど、多様な家庭環境に即した柔軟な運用が必要であり、全員制に一本化することは、慎重な判断が求められる。さらに現在提供しているランチサービスは、導入から6年しか経過しておらず、また設備投資もしており、その結果の検証は引き続き必要と考えます。また、給食施設の整備や運営には多額の費用を要し、周辺自治体の事例から見ても、施設整備には数億円規模の費用が想定される上、本町においては他の公共施設の改修も必要となっており、それらに多大な財政的負担が見込まれる中で、新たに給食施設整備に予算を割くことは現実的ではない。さらに、陳情書には、給食の無償化や子どもたちの命、人権を守るなどの主張も盛り込まれているが、これらは制度全体の理念や社会的課題に関するものであり、本町における全員制給食導入の実施可能性

という観点とは異なる論点であるため、慎重な整理が必要との意見もあった。

賛成意見として、住民の要望が高まっていること。陳情の採択を通して、具体的な課題や必要経費等の明確化が進む可能性があること。また将来的な前進の足掛かりとなることの期待が示された。

結論、総務文教常任委員会では、原案に対し反対多数にて不採択である。しかしながら、住民の一部からではあるが、陳情として示された思いは住民からの声として受け止め、今後の議論の中でも参考としたい。

以上報告を終わります。

○議長（只松秀喜君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 質疑といいますか私は今回、この委員会の結果については仕方ないという部分もあるものですが、やはりこれは継続的にまたやっていただきたいという部分があるんですが、またこういった案件が出た場合はどうでしょうか。委員会としてまた審議する、そういった余地というものはあるんでしょうか。その点どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 山野委員長。

○7番（山野久生君） 今の何ですかね、質疑ですかね。質疑になってないような気がしますけど。意見として討論で言われるべきではないでしょうか。

（9番佐伯勝宣君「はい、いいです。」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

陳情第2号、中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書を採決します。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号、中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（只松秀喜君） 起立少数であります。従って本件は不採択とすることに決定しまし

た。

以上で本日の日程は全部、

(7番山野久生君「議長、いまと少数でよかったですか。」
と呼ぶ)

起立ゼロ。起立少数やろ。反対。ですから起立少数ですね。今のは不採択ということですね。

(4番本田光君「議長」と呼ぶ)

何か。議事進行ですか。

(4番本田光君「議事進行」と呼ぶ)

本田光議員。

○4番(本田 光君) ただ今の採決のやり方。委員長報告に賛成か反対かという、まず、問うべきじゃないかというふうに思ってます。

○議長(只松秀喜君) それは申し合わせのときにも言いましたように、この本案に対する意見に対して、賛成か反対かの今の決をとっております。

よろしいですか。

(4番本田光君「はい」と呼ぶ)

(9番佐伯勝宣君「はいちょっと、議事進行」と呼ぶ)

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) 先ほどの議事進行受け付けとるんやったら、私の議事進行受け付けないかんですよ。

○議長(只松秀喜君) これは議事進行でしょう。そちらは議事進行じゃないでしょう。何を言ってるんですか。

(9番佐伯勝宣君「屁理屈、もういいです。」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) もう一度言います。起立少数であります。

従って本件は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時07分